

千葉県環境保全条例（抜粋）

第二節 水質の保全に関する規制等

（定義等）

第19条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定施設 次に掲げるいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設（中略）で規則で定めるものをいう。
 - イ カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
 - ロ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、イに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 二 公共用水域 水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。
- 三 排出水 特定施設を設置する工場又は事業場（以下この節において「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
- 四 汚水等 特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

（排水基準の制定）

第20条 知事は、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な排水基準を規則で定めるものとする。

2 （略）

3 知事は、排水基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（排出水の排出の制限）

第28条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 （略）

千葉県環境保全条例施行規則（抜粋）

（特定施設）

第2条 条例第19条第1項第1号の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

（排水基準）

第5条 条例第20条第1項の排水基準は、別表第2から別表第4までに掲げるとおりとする。

2 （略）

附 則（平成15年4月1日規則第65号）

最終改正 令和元年10月29日規則第22号

（経過措置）

2 改正後の千葉県環境保全条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1 三の項に掲げる施設を設置する特定事業場に係る排水水についての改正後の規則別表第2の規定の適用については、この規則の施行の日から令和4年10月31までの間、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「100ミリグラム」とあるのは、「500ミリグラム」とする。

附 則（令和元年10月29日規則第22号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

別表第1（第2条）（該当部分のみ抜粋）

三	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 イ 牛房施設（牛房の総面積が100平方メートル未満のものを除く。） ロ 馬房施設（馬房の総面積が100平方メートル未満のものを除く。） ハ 鶏舎（鶏の飼養羽数が1,000未満のものを除く。）
---	---

別表第2（第5条）（該当部分のみ抜粋）

有害物質に係る汚染状態

有害物質の種類	許容限度
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム